

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和8年6月30日

郡山市長 椎根 健雄 様



提出者

住 所 郡山市豊田町1番4号

氏 名 郡山市上下水道局

郡山市上下水道事業管理者 緑川 光博

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 024-932-7646

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他の処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	郡山市上下水道局堀口浄水場
事業場の所在地	郡山市逢瀬町多田野字元寺1-1
計画期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	3611 上水道業
②事業の規模	
③従業員数	33名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	(脱水汚泥) 取水→無機性汚泥→汚泥脱水施設→脱水汚泥→運搬業者にて運搬→最終処分業者にて処分 (浚渫汚泥) 取水→無機性汚泥→天日乾燥施設→天日乾燥→運搬業者にて運搬→最終処分業者にて処分

堀口浄水場 6名
月島メンテ 27名

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	沈澱池汚泥	浚渫等汚泥
	排出量	8,236 t	60 t
	(これまでに実施した取組)		
	汚泥を脱水することにより、産業廃棄物の排出量を抑え、コストの削減を図る。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	浚渫等汚泥
	排出量	7,287 t	538 t
	(今後実施する予定の取組)		
	過去の実績を基に、産業廃棄物の発生量を予測する。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特になし
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特になし

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 自ら再生利用は行わない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定はない。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	浚渫等汚泥
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	7,811 t	39 t
	(これまでに実施した取組) 脱水機による脱水処理		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	6,911 t	350 t
	(今後実施する予定の取組) 脱水機による脱水処理		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） 自ら埋立処分又は海洋投入処分は行わない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） 実施予定はない。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	脱水汚泥	浚渫汚泥
	全 処 理 委 託 量	325.31 t	20.61 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	0 t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） 仕様書等基準に従って業者に委託し、処理後にマニフェストにより 処理量及び処理実績の確認を行った。		

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	脱水汚泥	浚渫汚泥
	全 処 理 委 託 量	380 t	140 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	0 t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	0 t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 前年度に実施した取組みを継続し、産業廃棄物の処理について適切な管理をする。		
	※事務処理欄		